

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」

基金



vol. 74

2016年6月25日

事件報告 シロクマ訴訟

事件報告 新石垣空港訴訟

いのちはじゅんぐり

期日情報

会計報告・法人化のご報告・お礼

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

北川湿地に生きた生き物たち

●事務局より

事件報告 シロクマ訴訟

シロクマ訴訟が終了しました。

【シロクマ訴訟の紹介】

2011年9月16日と2012年3月14日、シロクマ（ホッキョクグマ）やツバル国民等が申請人となって、電力会社等11社を相手方として、CO2排出を2020年までに1990年比で29%以上削減するよう求める公害調停の申請を、公害等調整委員会に行いました（弁護団長は籠橋隆明弁護士。弁護団員は全国各地の30名）。

これに対し公害等調整委員会は、地球温暖化問題は、「公害」ではないから公害等調整委員会で審理できない、公害調停で根本的な解決は不可能などとして、調停申請をいずれも却下しました。

そのため、上記の公害調停の申請人たち（日本人、ツバル国民、シロクマ他）が原告になり、国を相手として、上記却下決定の取消しを求めて、2012年5月（第1事件。原告29名）と同年8月（第2事件。原告19名）に、それぞれ東京地方裁判所に行政訴訟を提起しました（生活環境被害調停申請却下決定取消請求事件）。

シロクマについては、当事者能力がないとして、残念ながら訴え却下の判決となってしまいましたが、その他の原告たちの裁判が約2年間にわたり、続けられました。

しかしながら、2014年9月10日、原告らの訴えが退けられる判決が下されました。

私たちは、東京地方裁判所の判決は不当であるとしてすぐに控訴しましたが、東京高等裁判所は2015年6月11日、再度原告らの訴えを退けました。

そこで、私たちは、2015年6月22日、最高裁判所に上告受理の申立てを行いました。

しかしながら、2016年4月20日、上告受理を認めないとの決定が出されました。

【判決の内容】

私たちは、二酸化炭素の排出は、環境基本法2条3項に規定される「公害」の中の「大気汚染」に該当すること、また海洋の酸性化をもたらすなど「水質汚濁」に該当すること等を主張しました。

それに対し、東京地方裁判所や東京高等裁判は、「大気汚染」又は「水質汚濁」に係る行為とは、①「周囲のそれとは異なる温度の水の排出その他いわゆる毒性等を含む物質又はそのような物質の生成の原因となる物質の排出等をして」②「当該排出等に係る物質等の影響が及ぶ相当範囲にわたり」③「大気又は水の状態等を人の健康の保護又は生活環境の保全の観点から見て従前よりも悪化させるもの」をいうと判断し、二酸化炭素は有毒なものとは言えないとして、「大気汚染」や「水質汚濁」には該当しないとしました。

しかしながら、環境基本法のどこを見ても、東京地方裁判所や東京高等裁判所の指摘する「毒性等」が必要であるような記載はありません。環境法学者である北村喜宜教授（上智大学）も、『公害といえる大気汚染』とは、

人為起源による相当範囲にわたる大気環境保全上の支障を通じた健康・生活環境被害」であるとしており、毒性等が必要であると述べていません。

東京地方裁判所や東京高等裁判は、私たちの主張を退けるという結論が先にあり、そのために二酸化炭素の排出が「大気の汚染」や「水質の汚濁」ではないと理由づけるために、条文にない「毒性等」という要件を生み出したと考えられます。

【今後について】

最高裁で審理する道が絶たれたことにより、シロクマ訴訟は終了することになりました。

しかしながら、温暖化問題は依然として残っておりまし、誰かが声を上げない限り、温暖化に歯止めをかけることが出来ません。

裁判では負けてしまいましたが、私たちは今後も温暖化防止に向けた活動を継続していきます。

シロクマ訴訟弁護団 弁護士吉浦勝正

事件報告 新石垣空港訴訟

新石垣空港取消訴訟の現在と 緊急地盤調査の結果

私たちは2006年6月、「サンゴもコウモリも守れ！」を合言葉にして、新石垣空港の設置許可取り消しの訴えを東京地裁に起こした。それ以降、事業認定取消訴訟、収用裁決取消訴訟（那覇地裁）、そして合格処分取消訴訟を次々に提訴して、法廷の場においても白保サンゴ礁の保全、絶滅危惧種コウモリの保護、さらには空港の安全性確保等を求めて活動を続けてきた。

■不当な判決は続くが

それからまる10年。設置許可取消訴訟では上告審で異例の長期間（2年余）の審理が行われたが、結局2015年1月、最高裁は違憲等の上告理由に該当しないとして棄却の決定を下した。また収用裁決取消訴訟は一審・二審ともに国交大臣の裁量を極めて大きく認めて棄却判決。また合格処分取消訴訟は一審に続き控訴審も本論（新石垣空港の安全性）に向き合うことなく、また「被侵害利益の重大性」を全く考慮せずに、原告適格なし等の理由で本年2月に却下判決を下した。この門前払い判決は、本論の審理に入れば国の劣勢は否めないことから、究極の御用判決としか私には思えない。いずれの訴えも判決を不服として上告し、現在最高裁で審理中である。

一方事業認定取消訴訟は、私らが裁判で主張してきた空港の地盤陥没の恐れが、実際に発生したことなどから、現在も控訴審での審理が続いている。いまや地盤の陥没問題が本件訴訟の最大の争点になっている。

■緊急調査、陥没の危険性認める

地盤の陥没という事態に危機感を抱いた沖縄県は、陥没した2箇所（着陸帯と海側法面）周辺の地盤調査を昨年夏から緊急に実施し、この3月末までに報告書をまとめた。このほど入手した本件報告書には、着陸帯の陥没について「土粒子が琉球石灰岩層の深部まで移動し、窪みができた」と記載されていた。これは浦田健作大阪経済法科大学教授（カルスト学）が意見書で指摘したカルスト土壤陥没であり、「土壤が地下に流出することによって（窪みが）形成される」と同じ見立てである。



着陸帯の陥没写真

さらに報告書には「同様な窪み（陥没）の発生を抑止する対策を検討する必要がある」と、今後陥没が発生する危険性を明確に認めている。

浦田教授はすでに滑走路下の地盤でも土壤陥没が発生している可能性があるとして警鐘を鳴らす。またこの調査結果を検証した京都大学防災研究所の奥西一夫名誉教授（災害地形学）は「これまでの陥没はあくまでも氷山の一角に過ぎず、今後陥没や沈下が拡大的に発生するおそれ大きい」と警告している。

緊急調査の結果でも専門家の見解でも、新石垣空港の地盤の安全性が担保されているとは到底いえない。従って国交大臣がした本件事業認定処分は、同法20条3号の要件を満たさず明らかに違法であるというしかない。本件審理も最終局面を迎えているが、今後奥西名誉教授の意見書提出や証人申請を行い、さらなる立証を尽くしていくつもりである。

八重山・白保の海を守る会
事務局長 生島 融

命はじゅんぐり

愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介します。熊本地震のニュースをみて、減災力アップに有機農業が有効であるとしみじみ思い3回シリーズで書いていただきました。

熊本震災に思う 3回シリーズ

① 水を使いながらきれいにする水田農業

熊本・大分の皆さんは、4月14日の初震以来 半月経っても余震に脅える生活が続いている。ライフラインの切断で生活の困窮度が増している。とりわけ、生活用水問題の深刻さをマスコミが伝えている。近く起こると言われる南海トラフ大地震の被害想定地域に住む者として、他人事ではない。そこで地域の水に直接関わる農業と水問題について考える。

「水は使うと汚れる」は一般常識としてある。きれいな飲み水も口から入れて排便するときには汚れている。台所、トイレ、風呂、洗濯に使う生活用水も同様だ。鉱工業用水も人が使うことで汚れ、使用に適さない水質になる。水は他の物質に変化して無くなる訳ではない。水問題の多くは質の問題として解決する道があるはずだ。

すぐ思いつくのが農業の現場での水質変化である。例えば福津農園のような有機農法水田では農薬や化学肥料を使わないので、こうした人工化学物質による汚染がない。ここまでは誰でも知っていることだ。有機農法の水田には目視できない微生物はじめ、目を凝らすと見える動植物プランクトン、ミミズ、ドジョウ、ゲンゴロウ、トンボ、カエル……、稲、コナギ、セリ、ウキクサ、アミミドロ……、何百種類もの生き物が大量に共存共生していることを実感し、認知している人は少ない。生物多様性豊かな水田では、物質や命が循環する過程で、汚れた水がきれいになることを知り、実用に活かそうとする人はほとんどいない。ドブ川のBOD（生物化学的酸素要求量。簡単に言うと微生物が分解しやすい有機物量。水の汚染指標として常用される）10mg/ℓ 余の汚れた水も、命にぎやかな田でBOD 1~2mg/ℓ のアユが生息する清流ほどに浄化される。窒素やリンも除去される。生活用水として使える水質だ。都市近郊の水と食の減災用常備システムとしてこれ以上のものはない。

（文）福津農園 松沢政満



期 日 情 報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

6月3日 13:30~ 口頭弁論

9月2日 13:30~ 口頭弁論

（高レベル裁判、再処理裁判ともに）

【白保 新石垣空港】

・収用裁決取消訴訟（福岡高等裁判所那覇支部）

2015年10月13日 上告 動きなし

・事業認定取消訴訟（東京高等裁判所）

7月15日 16:00~ 口頭弁論

・完成検査合格処分取消訴訟（東京高等裁判所）

3月2日 上告 動きなし

【上関原発】 山口地方裁判所

7月1日 16:00~ 弁論準備

7月28日 終日 検証実施

【シロクマ】

2016年4月20日 上告を受理しない決定

【泡瀬干潟】 那覇地方裁判所

5月9日 13:00~ 進行協議

7月15日 15:00~ 最終弁論期日

【路木ダム】 福岡高等裁判所

上告準備中

【えりもの森】 札幌地裁

4月12日 14:00~ 口頭弁論

6月21日 13:30~ 口頭弁論

【有明】

・小長井・大浦漁業再生（福岡高等裁判所）

3月1日 上告中

・開門阻止（長崎地方裁判所）

6月13日 14:00~ 和解協議

（原告本人尋問4名の予定）

・小長井・大浦漁業再生〔第2陣・第3陣〕（長崎地方裁判所）

6月28日 14:00~ 口頭弁論

・請求異議訴訟

6月20日 10:00~ 審尋期日（実質進行協議）

・開門差止仮処分（保全抗告）（福岡高等裁判所）

6月20日 10:00~ 審尋期日（実質進行協議）

【馬毛島】

原因裁定申請事件（公害等調整委員会）

5月31日 11:00~ 審問

責任裁定申請事件（公害等調整委員会）

5月31日 11:00~ 審問

【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】 京都地方裁判所

6月14日 10:30~ 弁論準備

【亀岡駅北&スタジアム問題】 京都地方裁判所

6月1日 13:30~ スタジアム計画の変更

9月7日 13:30~ スタジアム計画の変更

会計報告・法人化のご報告

2016年2月19日、「自然の権利」基金理事の菅野庄一弁護士の事務所にて理事会を開催し、予算決算の決議を行いました。残念ながら会員の減少に歯止めがかからず、事業費・管理費ともに緊縮既財政としています。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2015(平成27)年度収支決算

平成27年1月1日から平成27年12月31日まで

I 収入の部 (単位: 円)			
科 目	15 予算額①	15 決算額②	差異①-②
1 会費・入会金収入	2,775,000	2,667,000	108,000
2 会費前払金	189,000	297,000	
3 寄付金収入	1,926,600	1,375,769	550,831
4 ジュゴン緊急カンパ	1,549,800	1,493,400	56,400
5 広告収入	0	0	0
6 事業収入	113,256	103,831	9,425
7 雑収入	991	3,843	-2,852
8 前期繰越金	2,765,179	3,676,962	-911,783
収入合計	9,319,826	9,617,805	-297,979

II 支出の部			
科 目	15 予算額①	15 決算額②	差異①-②
1 事業費	3,249,800	3,097,049	152,751
訴訟援助金	1,300,000	1,250,000	50,000
ジュゴン事業費	1,549,800	1,549,800	0
通信発行費	400,000	297,249	102,751
2 管理費	3,733,974	3,282,272	451,702
事務委託費	2,640,000	2,640,000	0
印刷費	300,000	213,448	86,552
通信運搬費	95,000	124,378	-29,378
借室料	180,000	180,000	0
旅費交通費	0	480	-480
消耗品費	5,000	9,800	-4,800
手数料	30,000	31,472	-1,472
広告宣伝費	47,174	47,174	0
カレンダー仕入代	36,800	35,520	1,280
返金	0	0	0
法人化手数料	400,000	0	400,000
3 予備費	0	0	0
4 繰越金	2,336,052	3,238,484	
当期繰越金	2,336,052	3,238,484	
会費前払金	0	0	
当期支出合計 (C)	9,319,826	9,617,805	-297,979

貸借対照表

平成27年12月31日現在

(単位: 円)

科 目	金額	科 目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
現金	5,341	負債合計	0
普通預金	4,535,510	III 正味財産の部	
振替貯金	1,197,633	前期繰越正味財産	6,176,962
		当期正味財産増減額	-438,478
		正味財産合計	5,738,484
資産合計	5,738,484	負債及び正味財産合計	5,738,484

財産目録

平成27年12月31日現在

(単位: 円)

科 目	金額	科 目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
現金	現金手許有高 5,341	負債	0
普通預金	百五(普通)207736 2,014,019	III 正味財産の部	
	百五(普通)204925 2,521,491	正味財産	5,738,484
	自然の権利基金 1,171,885		
振替貯金	沖繩のジュゴン 2,000		
	泡瀬干潟 23,748		
資産合計	5,738,484	負債及び正味財産合計	5,738,484

2016(平成28)年度予算

平成28年1月1日から平成28年12月31日まで

I 収入の部			
科 目	15 決算①	16 予算②	増減①-②
会費・入会金収入	2,682,000	2,808,000	-126,000
会費前払金	282,000	45,000	237,000
寄付金収入	1,375,769	1,825,200	-449,431
ジュゴン緊急カンパ(繰越分)	1,493,400	0	1,493,400
泡瀬弁護士団カンパ		0	0
広告収入	0	0	0
事業収入	103,831	103,831	0
雑収入	3,843	973	2,870
当期収入合計 (A)	5,940,843	4,783,004	1,157,839
前期繰越収支差額	3,676,962	3,238,484	438,478
収入合計 (B)	9,617,805	8,021,488	1,596,317

II 支出の部			
科 目	15 決算①	16 予算②	増減①-②
1 事業費	3,097,049	2,684,754	412,295
訴訟援助金	1,250,000	903,595	346,405
ジュゴン事業費	1,549,800	1,381,159	168,641
通信発行費	297,249	400,000	-102,751
2 管理費	3,282,272	3,536,734	-254,462
事務委託費	2,640,000	2,640,000	0
印刷費	213,448	300,000	-86,552
通信運搬費	124,378	95,000	29,378
借室料	180,000	180,000	0
旅費交通費	480	0	480
消耗品費	9,800	5,000	4,800
手数料	31,472	30,000	1,472
広告宣伝費	47,174	47,174	0
カレンダー仕入代	35,520	34,560	960
返金	0	0	0
法人化手数料	0	205,000	-205,000
3 予備費	0	0	0
当期支出合計 (C)	6,379,321	6,221,488	157,833
当期繰越金	3,238,484	1,800,000	
当期支出総合計	9,617,805	8,021,488	
当期収支差額 (A-C)	-438,478	-1,438,484	1,000,006
次期繰越収支差額 (B-C)	3,238,484	1,800,000	1,438,484

※特別支援基金口座

2003年に、やんばる訴訟一審勝訴の新聞記事を読まれた方より、1,000万円のご寄附をいただきました(同年7月25日にご逝去されました)。全額を「特別支援基金」として、当基金で常用している通帳とは別の口座に預け、一定額ずつ訴訟援助金に使わせていただいています。「不治の病でもう長くありません。老後に備え貯めておいたお金は必要なくなりました。登山をするなど一生をとおして自然に親しんできたので、ぜひ自然のために役立てほしい」というこの方のご遺志をつぎ、私どもは活動してまいります。

≡ご報告≡

2016年2月1日、「自然の権利」基金は法人化し、一般社団法人自然の権利基金となりました。

≡ご連絡≡

恐れ入りますが、ご継続(年会費のご納入)がお済でない方へ、事務局より個別にお願いのご連絡を差し上げております。ご継続の意思をお持ちの方でも、お忘れの方もいらっしゃると思いますので、ご確認の意味もごございます。ご理解いただけますと幸いです。

また、今号に会費のご送金方法についてのご案内も同封いたしました。すでにお申込くださっている方には重複して申し訳ございません。皆様いっせいに送金しておりますので何卒ご了承くださいようお願い申し上げます。

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

利根川源流の自然とうまく共存した宿泊業を営むキャニオンの特徴の一つは、スキーツアーやラフティングのお客を海外から呼び込んでいることだろう。自然に生かされているのに、化石燃料を使っていることの矛盾を解消すべく、灯油焚きボイラーを木質バイオマスボイラーに転換する協議を始めた。最終的には化石燃料を一切使わずエネルギーの自給自足を達成して、地域のモデルとしたいと意気込むのは経営者のマイク氏である。再生可能エネルギーを自給自足している宿となれば、話題づくりになり集客にも一役買うだろう。我々も全力で応援する体制を整えつつある。

今回はチップボイラーに特定した。当然熱電併給装置・薪ボイラー・ペレットボイラーも検討した結果だ。チップボイラーの特性は、薪ボイラーに比べ自動運転の範囲が広い、ペレットよりも燃料が安い等があげられるが、チップが地元で入手できるのがうれしい。

200kwのチップボイラー導入はエネルギー量から見ればささやかな事業ではあるが、みなかみにとっては大きな一歩となるだろう。マイク氏の期待通り今回がモデルケースとなり他に波及すれば、雇用創出など地域経済への貢献・二酸化炭素削減・山の手入れ・水源地の保護や獣害被害の減少と、一石二鳥・・・の効果が期待できる。地域循環型の町づくりに他ならない。



キャニオンズ外観

(文) 株式会社りゅういき自然エネルギー

代表取締役 河合純男



マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

インドネシアでの任期が終わり日本に帰ってきました。最初に日本を実感したのは、トイレがきれいで紙があること。歩道でベビーカーが普通に押せること（ジャカルタの歩道はかなりのオフロード）。すべての食べ物がウツクシク個別包装されていること。

荷物は生活していると増えてゆくもので、引っ越しの際にかなり断捨離しました。ところがその捨てたはずのものを、お手伝いさんたちが持って行っていいかと聞くので、使えるものがあるのならどうぞ、と承諾。すると、生ごみ以外「すべて」お持ち帰りしていました。息子のおもちゃが入っていた大量の卵型カプセル（お風呂や砂場で使っていた）、お子さんたちはもう大きいだろうに、何に使うのだろう。。。ほつれて糸が飛び出したような服も、まだ着られるから、と。そういえば、バジャイ（三輪タクシー）の運転手さんも、石油会社とか食品会社などいろんな会社の制服らしきものを、穴があいてボロボロになってもまだ着まわしてたなあ。大量のごみの処理が問題になっているといわれるジャカルタですが、一部の上流階級を除く、多くの人々のリユース率は、日本に比べて実はかなり良いのかもしれない。

アジア「的」な文化圏にありながら、同地域最大のイスラム国家という日本とは決定的に違う環境での生活は、宗教マニアの私としてはとても楽しく、いろいろと考えさせられるものでした。

インドネシア、Terima kasih（ありがとう）！

(文・写真) 田宮代子



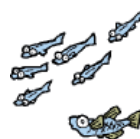
ジャカルタ・コタ駅にて



バジャイからの渋滞の眺め

北川湿地に生きた生き物たち 第2回チャイロカワモズク

場所は神奈川県三浦市三戸、いまは開発により残土処分で埋め立てられ、かつての神奈川県最大規模の湿地は失われました。このコーナーでは、そこに棲んでいた生き物たちにスポットをあてて、なくしたものの大きさを考えたいと思います。



チャイロカワモズクは、環境省レッドリストでは準絶滅危惧種に指定されている淡水産の紅藻類で、アセスの段階では調査対象ではありませんでした。私たちの意見書により、保全の対象として取り扱われるようになりました。もし意見書がなければ、調査さえされずに埋められたことになります。また、カワモズク類は同定（種を明らかにすること）が難しく、専門家へ依頼して、顕微鏡で造卵器や造精器などを観察していただき同定できた次第です。フィールドの観察では貴重な種かどうかの区別さえままならない状況でした。なお、北川で発見されたチャイロカワモズクは、カワモズク類としては三浦半島で最初に発見された貴重なものでした。事業者の事後報告書によると、近隣に整備されたビオトープに移植され、モニタリングされているようです。



(文) 三浦・三戸自然環境保全連絡会
横山一郎

チャイロカワモズク2009年2月1日横山一郎撮影

事務局より

すがすがしい初夏の季節になりました。このたびの熊本地震で被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。一日でも早く安心して日常生活を送れるようになることをお祈りしております。

さて、2月の通信発送以降、たくさんの会員の皆様より本年度会費をご送金いただきました。あわせて寄付をお送りくださった方々にも重ねて御礼申し上げます。皆様のお気持ちをとても心強く思います。ありがとうございました。

ところで、事務局は5月に長野県の阿智村でルリビタキらしき野鳥に出会うことができました。あまりに鮮やかな色で、驚きと感動でしばらく声を出すのをわすれてしまったほどでした。こども達も「しあわせの青い鳥だあ」と歓声をあげていました。とても貴重な体験でした。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.74

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennohenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179「自然の権利」基金